

令和4年6月3日

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における新型コロナウイルスの休園等対応の一部変更について

日頃より本市の保育・教育行政に御協力くださり、誠にありがとうございます。

また新型コロナウイルス感染症への対応については、保育内容の工夫や消毒等に加えて、令和4年2月以降、陽性者が判明した際のセルフチェックにご協力くださり、誠にありがとうございます。

この対応により、施設内の濃厚接触者を特定しつつ、保育の早期再開につなげることができており、休園開始から一部保育の実施までに要する期間は、この対応を行う以前の1月下旬では4日程度だったところ、5月時点では平均1日程度となっております。各園の皆様には、重ねてお礼申し上げます。

一方、陽性者の発生数や休園件数は減少傾向にあるものの未だ少くない状況にあり、休園や濃厚接触者の特定が繰り返されることによる利用者への負担、社会経済活動への影響が課題となっています。

そのため、下記にお示しするとおり休園の取扱いを変更するとともに、濃厚接触者の特定方針についてお知らせいたします。

各園の皆様におかれましては、6月6日以降、陽性者が判明した際には新たな方針に沿ってご対応願います。

また、本市における濃厚接触者の特定やマスク着用の方針について、すべての保護者にご案内するため、保護者向けの通知をご用意しましたので、周知をお願いします。

お手数おかけして恐縮ですが、【別紙7】【別紙8】を全ての保護者に配付・配信等周知してくださいようお願いします（現時点の陽性者の有無に関わらず、ご対応願います）。

コロナ禍での保育所の運営については、感染拡大防止と保護者の就労や子育て支援の両面から、対応方針を策定していますので、引き続き御理解とご協力をお願いします。

1 休園の取扱いに関する変更点

現在、陽性者の最終登園日の翌日から7日間を休園期間としていますが、濃厚接触者の特定は休園開始から平均1日程度でできており、すみやかに保育を再開しています。

そのため、休園期間については、濃厚接触者を特定するまでの期間のみとし、対象範囲も該当クラス等のみに限定した取扱いに変更します。

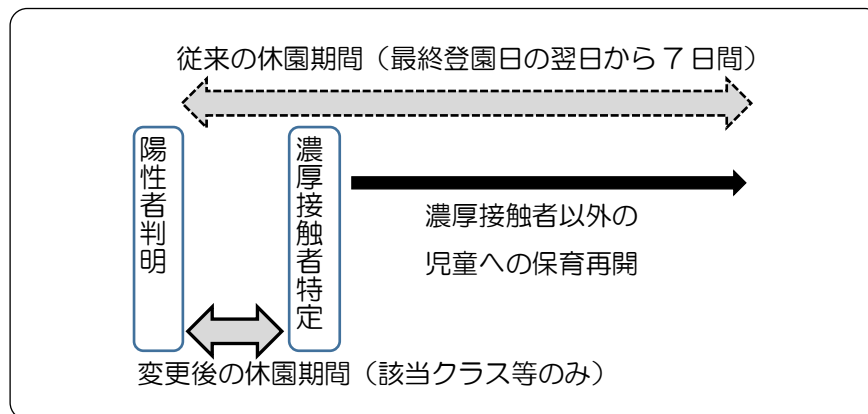
※この休園の取扱い変更に伴い、休園施設再開補助金の運用は停止します。

※6月6日以降に陽性者が判明した場合の取扱いとなります。

<利用料の日割り返還について>

- ・休園期間中、休園対象となるクラスの児童がお休みした場合、利用料の日割り返還を実施します。令和4年4月から報告様式4にて電子申請で日割りの対象をご報告いただいています。報告様式4に該当クラスの児童について「休園」「○※休園中の一時保育等提供」「り患等」を入力して報告してください。(なお、休園対象のクラスではない児童については、休園による利用料の日割りはありません。「休園」「○」の入力は行わないでください。)
- ・陽性者や濃厚接触者への利用料日割り返還も引き続き実施します。(報告様式4にて報告をお願いします。お休みした日に「り患等」と入力してください。)

※6月6日以降に陽性者が判明し、休園する場合の取扱いとなります。6月5日以前に決まった休園期間や、利用料の日割り対象者は、変更いたしません。



2 濃厚接触者の特定

今後は、以下の定義に沿った特定をお願いします。詳細は【別紙2】をご確認ください。

濃厚接触者の定義

手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（陽性者）と15分以上の接触があった者

国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」参照

濃厚接触者となる例

- (1) 陽性児童と同じ部屋で過ごした児童のうち、約1メートル以内の距離で、陽性児童と15分以上の会話や身体接触があったと想定される児童
- (2) 食事においては、陽性児童と約1メートル以内で対面で食事をしていた児童（黙食や配置の工夫、パーティション設置など、感染対策を講じている場合は除く）
- (3) 午睡においては、陽性児童（頭部）と頭部が約1メートル以内にあった児童

3 保護者への配付依頼

次の通知を、全ての保護者に配付・配信等周知していただきますようお願いいたします。現時点の陽性者の有無や休園の有無に関わらず、ご対応願います。

【別紙7】（保護者宛）保育所等における新型コロナウイルス感染者が判明した場合の休園等対応方針の一部変更について（PDF）

【別紙8】（保護者宛）保育所等における子どものマスク着用の考え方について（PDF）

※保護者宛通知は6月6日の日付を入れております。可能な限り、6月6日に周知をお願いいたします。

4 添付資料

- (1) 【別紙1】 連絡先及び対応時間等について（PDF）
- (2) 【別紙2】 濃厚接触者の特定について（PDF）
- (3) 【別紙3-1】 全体フロー（PDF）
- (4) 【別紙3-2】 園の対応の流れ（PDF）
- (5) 【別紙4】 保護者周知例 ver.7（WORD）
- (6) 【別紙5】 セルフチェックシート ver.5（EXCEL）
- (7) 【別紙6】 Q&A220606（PDF）
- (8) 【別紙7】 （保護者宛）保育所等における新型コロナウイルス感染者が判明した場合の休園等対応方針の一部変更について（PDF）
- (9) 【別紙8】 （保護者宛）保育所等における子どものマスク着用の考え方について（PDF）

【担当】 (施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応)
こども青少年局 保育・教育運営課 671-3564
(利用料の日割りにかかる運用について)
こども青少年局 保育・教育認定課 671-0255